

みえ障がい者 共生社会づくりプラン

— 2018 年度～2020 年度 —

最 終 案

平成 30 (2018) 年 3 月

三重県

※ 各取組については平成 30 年 4 月 1 日以降の担当課名を表記しています

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
第2節 障がい者を取り巻く状況	7
第2章 障がい者施策の総合的推進	45
第1節 多様性を認め合う共生社会づくり	45
第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり	56
第3節 安心を実感できる共生社会づくり	66
第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画	83
第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定	83
第2節 障がい者支援のための体制整備	93
第3節 障害保健福祉圏域別計画	109
第4章 計画の推進	147
第1節 計画の推進体制	147
第2節 計画の進行管理	148
第3節 計画の見直し	149

第2章 障がい者施策の総合的推進

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

1 権利の擁護

現状と課題

- ①障がいを理由とする差別の解消に関して、平成28（2016）年4月に施行された障害者差別解消法に基づく取組や市町における対応体制を強化していくことが必要です。
- ②障がい者虐待の未然防止と発生時の適切な対応のため、関係者の意識の醸成を図るとともに、各市町における専門性の強化や虐待判断の標準化が図られることが必要です。
- ③視覚や聴覚に障がいのある人が円滑に情報を受発信し、コミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に配慮した意思疎通支援の取組を進め、合理的配慮の提供につなげていくことが求められます。とりわけ手話については、平成29（2017）年4月に施行された「三重県手話言語条例」に基づき、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげる取組を推進していく必要があります。
- ④ユニバーサルデザインやバリアフリー化の取組を推進して、合理的配慮の提供や環境の整備を促進することが必要です。
- ⑤選挙において、障がい者が投票する権利を正当に行使できるよう、取組を進めていく必要があります。

めざす共生社会の姿

障がいを理由とする差別の解消、障がい者に対する虐待の防止が図られるとともに、支援体制が整備され、障がい者の権利擁護が図られています。

また、障がいの状態や特性に応じた意思疎通の手段が提供され、さまざまな社会的障壁が取り除かれています。

数値目標

障害者差別解消支援地域協議会設置率

- ・現状値 46.7% (平成29(2017)年度)
- ・目標値 100% (2020年度)
- ・目標項目の説明 障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率

施策の基本的な方向

障がいを理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。

また、障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

施策の展開

(1) 権利擁護のための体制の充実

①障がい者差別に関する相談について、相談窓口に寄せられた相談に適切に対応するとともに、相談事例や合理的配慮の好事例等について、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて情報共有を図り、障がい者に対する差別の未然防止に役立てます。

(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②県の行政サービスにおいて、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して三重県職員対応要領の周知徹底を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して三重県職員対応要領の周知徹底を図るとともに、各市町教育委員会とも連携して取り組んでいきます。(教育委員会 人権教育課)

④三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、関係機関が連携した地域全体での相談・紛争解決機能の向上に取り組みます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤市町において、相談窓口の適切な運営、職員対応要領に基づく適切な合理的配慮の提供、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営による取組の推進が行われるよう、働きかけや支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費を助成し、判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者などに対する福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を支援します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑦平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」もふまえながら、市町職員をはじめ関係機関職員に対する研修会の実施等、成年後見制度に関する周知・啓発を行います。(医療保健部 長寿介護課)

⑧障がい者の成年後見制度の利用を促進するため、市町が実施する利用支援や啓発、市民後見人の育成等の取組に対して助成を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑨判断能力が十分ではない障がい者等の消費者トラブル防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、市町と連携して地域における活動の充実を図ります。（環境生活部 くらし・交通安全課）

（2）虐待防止に対する取組の強化

①障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止や事案への適切な対応を図るために、管理者や従業者を対象とした研修を実施します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

②市町の虐待判断の標準化や迅速で適切な対応が行われるよう、職員研修を実施し、専門的知識および技術を有する人材の育成を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

③障害福祉サービス事業所の従事者による虐待事案が生じた際には、当該事業所に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、改善状況を継続的に確認し、再発防止につなげます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

④障害者虐待対応事例集の活用や有識者等で構成される専門家チームとの連携により、障害福祉サービス事業者や市町に対する助言や支援を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（3）情報・コミュニケーションに関する支援と配慮

①県の広報について、紙媒体だけでなく、データ放送やホームページなど、さまざまな媒体の優れた点を生かしてわかりやすく発信するとともに、手話や字幕、点字、音声により、視覚障がい者や聴覚障がい者が容易に県政情報を入手できるようにします。（戦略企画部 広聴広報課）

②県のホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮した誰もが利用しやすいページを提供します。（戦略企画部 広聴広報課）

③県が実施するイベントや会議等において、手話通訳等による情報保障を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

④知事定例記者会見において、手話通訳による情報保障を行います。(戦略企画部 広聴広報課)

⑤県庁見学等の来庁時に、手話による対応が必要な場合に手話通訳者を配置し、県政情報を発信します。(戦略企画部 広聴広報課)

⑥県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。(環境生活部 文化振興課)

⑦聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信、入手等の情報保障を総合的に確保するため、手話付きまたは字幕映像ライブラリーの製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助員の養成や派遣、情報支援機器の貸出等を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑧平成29(2017)年3月に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、人材の育成や手話の普及等、手話を使用しやすい環境整備を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨視覚障がい者に対する情報提供に資するため、点字図書やデイジーフォント等の製作や貸出を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成などの人材育成を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑩聴覚・言語に障がいのある人等が警察へ相談する場合の通信手段(メール、ファックス等)について、県警ホームページや街頭広報活動などによる一層の周知に努めます。(警察本部 広聴広報課)

(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

①ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。(子ども・福祉部 地域福祉課)

②地域におけるユニバーサルデザイン啓発活動のリーダー的な役割を担う「UDアドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

③「三重おもいやり駐車場利用証制度」の周知を図るとともに、事業者等のおもいやり駐車場の設置を促進します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

④内部障がいや難病など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるため、必要な方にヘルプマーク（ストラップ）やヘルプカードの配布を行うとともに、県民の皆さんにヘルプマークの趣旨の理解と思いやりのある行動への働きかけを行います。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑤県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のためのインターネットを活用した図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。（環境生活部 文化振興課）

⑥誰もが必要な情報を入手できるよう、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報発信を推進するとともに、イベントにおける「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用した会場設営や運営を推進し、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。また、これらのガイドラインやマニュアルを広く周知し取組の拡大を図ります。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑦誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、施設整備や管理を担う人たちに対して、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑧バリアフリー住宅へのリフォームを進めるため、県民向けに普及啓発を行う体制を構築するとともに、市町が開催する住民向け相談会等の支援を行います。（県土整備部 住宅政策課）

⑨公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとする全ての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置や内方線の整備等）を支援します。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑩国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行います。（地域連携部 交通政策課）

⑪路線バスのバリアフリー化について、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑫通学路交通安全プログラム等に基づく交通安全対策を推進し、道路管理者として歩道を整備する際にはバリアフリー化に努めます。（県土整備部 道路管理課）

⑬「社会资本整備重点計画」の内容をふまえつつ、道路管理者と連携して、「バリアフリー法」に基づき市町が策定する「交通バリアフリー基本構想」に即して作成される「交通安全特定事業計画」に基づき、公安委員会として、主な生活関連道路を中心に音響信号機、高齢者等感応信号機の整備を推進します。（警察本部 交通規制課）

（5）選挙等における配慮

①投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化を働きかけます。（選挙管理委員会）

②自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、周知を図ります。（選挙管理委員会）

③県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音訳版（カセット版、D A I S Y版）を提供します。（選挙管理委員会）

④知事選挙について、手話通訳付きの政見放送を実施します。また、手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙については、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。（選挙管理委員会）

2 障がいに対する理解の促進

現状と課題

①県民の障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会をとらえて啓発や広報に取り組むことが必要です。特に障がいを理由とする差別の解消に関しては、障害者差別解消法の施行をふまえて合理的配慮の提供や環境の整備につながる機運醸成を図ることが必要です。

②次世代を担う児童生徒が障がいについての理解を深めるための教育を推進する必要があります。

③障がい者との交流が、障がいや障がい者についての理解促進につながると考えられることから、地域住民や児童生徒のボランティア活動への参加を促進することが必要です。

めざす共生社会の姿

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の理念が浸透し、障がい者や障がいに関する理解が進んでいます。

数値目標

障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合

- ・現状値 66.4% (平成29(2017)年度)
- ・目標値 75.0% (2020年度)
- ・目標項目の説明 e-モニター調査で、障がい者に対する理解が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

施策の基本的な方向

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校において福祉教育等を進めます。

また、地域住民や児童・生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

施策の展開

(1) 啓発・広報の推進

①「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、関係機関と連携し、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を促進します。また、障がい者団体をはじめとする各種団体が実施するイベントへの後援などさまざまな機会を活用し、幅広く啓発活動を展開します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

②「障がい者雇用支援月間（9月）」を中心に三重労働局やハローワーク、三重障害者職業センター等と連携して、事業主をはじめ県民に障がい者雇用の促進に向けた啓発等を行います。（雇用経済部 雇用対策課）

③「精神保健福祉普及運動（11月上旬の1週間）」における普及啓発活動として、三重県精神保健福祉協議会と連携した精神保健福祉三重県大会を開催し、精神保健福祉功労の表彰や講演などを通じて精神保健福祉への理解を促進します。（医療保健部 健康づくり課）

④「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～10日）」の期間を中心として、人権擁護委員、津地方法務局、市町等と連携した街頭啓発を行います。また、三重県人権センターにおいて、講演会の開催やパネル展示などを通じて啓発活動に取り組みます。（環境生活部 人権課）

⑤障がいを理由とする差別の解消についての関心と理解を深めるため、県民向けの各種啓発活動を実施するとともに、集団指導や出前トーク等の機会を通じて事業者等に障害者差別解消法について説明し、その周知を図ります。また、相談窓口に寄せられた相談事例、合理的配慮に関する優良事例、その他障がい者差別の解消に資する情報を収集し、ホームページ等を通じて広く提供します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑥精神障がい者の地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアソポーターによる啓発活動を行います。（医療保健部 健康づくり課）

⑦精神障がい者に対する理解の促進や正しい知識の普及を図るため、「みえ発！こころのバリアフリー大使」の学校、医療機関等における啓発パフォーマンスなどを通じて、県民への啓発を行います。（医療保健部 健康づくり課）

⑧「アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）」を中心に、アルコール関連問題等に関する理解を促進するため、県民、医療関係者、事業者等に対する普及、啓発を行います。（医療保健部 健康づくり課）

⑨身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受け入れに関する正しい知識と理解を促進するため、補助犬ユーザーと共に講習会を開催するなど県民への啓発を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩身体・知的障害者相談員等、障がい福祉に携わる関係者が人権問題に対する理解と認識を深めるとともに主体的に人権問題に取り組めるよう、研修等の機会を提供します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑪関係団体や市町等と連携して、みみの日記念イベント（3月）等の啓発の場を活用しながら、三重県手話言語条例の理解や手話の普及促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（2）福祉教育・人権教育の推進

①小中学校において、総合的な学習の時間や特別活動等を活用して、福祉施設訪問や特別支援学校との交流等、障がい者との交流やバリアフリーアクセスなどによる体験的な

学習に取り組みます。（教育委員会 小中学校教育課）

②小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、児童・生徒が手話について理解・体験する学習に取り組みます。（教育委員会 小中学校教育課）

③県立高等学校の福祉科や福祉に関するコース等において実践力を育成するため、福祉施設等において介護実習を実施します。（教育委員会 高校教育課）

④高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、手話に関する授業を実施します。（教育委員会 高校教育課）

⑤小中学校および県立学校等において、共生社会の実現に向けて、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組みます。（教育委員会 人権教育課）

（3）ボランティア活動の促進

①ボランティアの活動分野や形態の多様化をふまえ、さまざまなニーズに対応したボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。（子ども・福祉部 地域福祉課）

②小中学校において、校内や校外の多様なボランティア活動の取組を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、地域の方々と連携しながら取り組みます。（教育委員会 小中学校教育課）

③高等学校において、学校内外における継続的なボランティア活動を通じて、地域に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育てるとともに、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図ります。（教育委員会 高校教育課）

④高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、ボランティア活動として手話を使ったさまざまな活動の取組を行います。（教育委員会 高校教育課）

3 社会参加の環境づくり

現状と課題

①障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、障がいの状態に応じた訓練、研修等の実施が必要です。

②障がい者の自立と社会参加の促進のため、障がい者のニーズに合った福祉用具の活

用や普及促進を図ることが求められます。

③障がいのある人が県内の観光資源を利用しやすい環境づくりを進め、バリアフリー観光を推進していく必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者の社会参加の促進に向け、その状態に応じた適切な活動支援や福祉用具が提供されています。

また、障がいの有無にかかわらず観光地を利用できる機会が確保されています。

数値目標

視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数

・現状値 一 (平成 28 (2016) 年度)

・目標値 1, 080 人 (2020 年度)

・目標項目の説明 手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数（累計）

施策の基本的な方向

障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、障がいの状態に応じた活動支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光地を利用しやすい環境づくりを進めます。

施策の展開

(1) 障がいの状態に応じた活動支援

①三重県視覚障害者支援センターを設置し、視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修などを実施します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

②三重県聴覚障害者支援センターを設置し、聴覚障がい者の日常生活に必要な手話研修や各種学習会などを実施するとともに、相談支援を行います。また、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助員の養成や派遣を行い、障がいの状態に応じた活動支援を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

③さまざまな障がいに応じた専門的な療養や日常生活支援に関する、研修会や相談会を実施します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

④身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成して希望者に貸与し、自立と社会参加の促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（2）福祉用具の活用の推進

①福祉用具の普及や開発、販路開拓等の取組を推進するため、みえテクノエイドセンター等と連携し、福祉用具に関する展示・情報発信やニーズ収集、アイデア募集等の事業を実施します。（医療保健部 ライフイノベーション課）

②県内企業による福祉用具の製品開発が促進されるよう、福祉用具に関する講習会の開催や、産学官が連携し、相談や実証、情報交換ができる場を提供します。（医療保健部 ライフイノベーション課）

③市町が実施する補装具の交付や修理に対する助成や適合判定を行い、身体障がい者の社会参加や自立を促進します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

④在宅で生活する重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、市町が実施する日常生活用具の給付に対する助成を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（3）バリアフリー観光の推進

①バリアフリー観光の推進に向け、関係団体と協働しながら取組を進め、障がい者の旅行者の受入拡大につなげます。（観光局 観光政策課）

②障がい者等に具体的な観光イメージが醸成できるよう、バリアフリー観光情報を発信し、旅行の機会創出につなげます。（観光局 観光政策課）

③バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設等に対して、手話通訳等に係る情報の提供や障がい者への対応に関する支援を行います。（観光局 観光政策課、子ども・福祉部 障がい福祉課）

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

1 特別支援教育の充実

現状と課題

①特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行う必要があります。

②特別な支援を必要とする子どもは、どの学校にも在籍する可能性があることから、全ての学校において、教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有するとともに、障がいのない子どもやその保護者に理解が得られる力を備えていることが必要です。

③県立特別支援学校東紀州くろしお学園、県立かがやき特別支援学校および県立松阪あゆみ特別支援学校の整備を進めましたが、今後も特別支援教育に関連する環境の充実を図ることが必要です。

めざす共生社会の姿

障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した指導と支援が行われることにより、自立と社会参画に向けた力が育まれています。

数値目標

特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合

・現状値 80.9% (平成29(2017)年度)

・目標値 100% (2020年度)

・目標項目の説明 特別支援学級が設置されている小中学校のうち、特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている学校の割合

施策の基本的な方向

三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

施策の展開

(1) 指導・支援の充実

①障がいのある子どもに関して、必要な支援情報が円滑に引き継がれ、適切な指導・支援が行えるよう、早期から一貫した支援体制の充実を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

②幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報を引き継ぐツールであるパーソナルカルテについて、市町教育委員会と連携して小中学校への指導・助言を行い、一層の活用促進を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

③障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育が受けられるよう、適切な就学を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

④特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育センターを配置して生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。また、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用の促進や、企業と連携した技能検定の実施など、キャリア教育の充実を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

⑤障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で学ぶことができる場面のひとつとして交流および共同学習を進めます。(教育委員会 特別支援教育課)

⑥障がいのある子どもと障がいのない子どもが障がい者スポーツを通じた交流および共同学習を実施し、相互理解を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

⑦高等学校に在籍する発達障がい等、特別な支援を必要とする生徒について指導・支援の充実を図るため、通級による指導について研究を進めます。(教育委員会 特別支援教育課)

(2) 専門性の向上

①特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校の教員に児童生徒の特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画の作成についての助言等を行い、特別支

援教育に係る専門性の向上を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

②個別の指導計画等の作成や活用を進めるとともに、研修の場を設けるなど、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

③障がいの状態や特性に応じた教材等、特にＩＣＴを活用した教材や支援機器の充実を進めます。（教育委員会 特別支援教育課）

（3）教育環境の充実

①特別支援学校に在籍する子どもたちの安全な通学手段としてのスクールバスの計画的な配備や子どもたちの増加に伴う施設の狭隘化への対応、特別支援学校5校にある寄宿舎の統合整備など検討を進めます。（教育委員会 特別支援教育課）

②三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。（教育委員会 学校経理・施設課）

③特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、希望する保護者に就学奨励費を支給し、特別支援学校の就学に係る経済的負担の軽減を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

④心身障がい児を受け入れている学校法人立の幼稚園および幼保連携型認定こども園に対して特別支援教育に要する経費を助成することで、障がいのある子どもの教育の充実を図ります。（子ども・福祉部 少子化対策課）

⑤私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費の助成を行うことで、障がいのある子どもの教育の充実および保護者の経済的負担の軽減を図ります。（環境生活部 私学課）

2 就労の促進

現状と課題

①障がい者の一般就労について、本県の民間企業における障がい者の実雇用率は大きく改善しましたが、平成30（2018）年4月から新たに精神障がい者が法定雇用率の算定対象となることや、法定雇用率が2.0%から2.2%（平成30（2018）年4月から3年を経過する日より前に2.3%）に引き上げられることなどをふまえ、関係機関との連携強化を図りながらさらなる取組を推進する必要があります。

②福祉的就労について、工賃は依然として低い状況にあることから受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図る必要があります。また、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、関係機関が連携して障がい者への就労支援に取り組む必要があります。

③福祉事業所による農作業請負、いわゆる農業における施設外就労を促進する等、さらなる就労の場の拡大に取り組む必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者の就労の場が確保され、個人の適性に応じた働きやすい環境の中で、働くことを通じて、経済的な自立や自己実現が図られています。

数値目標

一般就労へ移行した障がい者数

・現状値 389人（平成28（2016）年度）

・目標値 524人（2020年度）

・目標項目の説明 障がい者就業・生活支援事業、知的障がい者就労支援講座、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数

施策の基本的な方向

障がい者の一般就労の促進を図るとともに、福祉事業所等における支援を充実します。

また、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図ります。

施策の展開

（1）一般就労の促進

①精神障がい者が法定雇用率の算定の対象となったことをふまえ、三重労働局等、関係機関との連携強化を図りながら課題等の把握に努めるとともに、障がい者雇用の機運をさらに高め、障がい者の実雇用率および法定雇用率達成企業割合の向上に努めます。（雇用経済部 雇用対策課）

②三重県障がい者雇用推進協議会を開催し、関係団体等との調整や連携を行い、障がい者雇用の促進に取り組みます。（雇用経済部 雇用対策課）

③三重県障がい者雇用推進企業ネットワークにより、障がい者雇用に実績のある企業と新たに障がい者雇用を進めたい企業とで情報交換や交流を行い、企業間の主体的な取組を支援します。（雇用経済部 雇用対策課）

④ステップアップカフェを活用し、企業や県民の方が障がい者雇用に関する理解を深めるためのさまざまな取組を行います。（雇用経済部 雇用対策課）

⑤障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓や雇用に関する支援制度の情報提供を行い、障がい者の就労の場の拡大につなげます。（雇用経済部 雇用対策課）

⑥三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。（雇用経済部 雇用対策課）

⑦障がい者職業訓練コーチ、障がい者職業訓練コーディネーターを配置して職業訓練を実施し、障がい者が就職に必要な技能を習得できるよう支援します。（雇用経済部 雇用対策課）

⑧津高等技術学校において、パソコン技能等を習得する職業訓練を実施し、身体障がい者の就労促進を図ります。（雇用経済部 雇用対策課）

⑨一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩障がい者が職場で必要な基本的な知識技能等を習得するための就労支援講座を開催し、知的障がい者の就労促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（2）福祉的就労への支援

①障害者就業・生活支援センターを設置し、就労中または就労を希望する障がい者に対して、就労機会の提供等の支援を行います。また、関係機関のネットワークの強化やアセスメントの充実に取り組みます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

②就労系障害福祉サービス事業所に対して、研修会の開催や工賃向上支援コンサルタントの派遣等を行い、福祉的就労における工賃等の向上を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

③企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」が適切に利用できるよう、事業所等

への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④就労継続支援A型事業所について、障害保健福祉圏域のサービスの需給状況を勘案して指定を行うとともに、障がい者の就労機会向上と収入増加が図られるよう、指導に努めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を助成します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(3) 多様な就労機会の確保

①三重県障がい者就農促進協議会や市町と連携して、農業ジョブトレーナーとなる人材の発掘や資質向上に取り組み、就農支援の充実を図ります。(農林水産部 担い手支援課)

②福祉事業所の農業参入や農業経営体の障がい者雇用の促進を図り、農福連携のさらなる拡大に向け取り組みます。(農林水産部 担い手支援課)

③農福連携の全国的な定着と発展に向け、都道府県ネットワークを活用し、有効施策の調査・研究、新たな制度の創設や予算の確保に向けた国への提言等に取り組みます。(農林水産部 担い手支援課)

④林業用種苗生産事業者、木工業者や福祉事業所等への情報提供、働きかけを行い、林業分野と福祉事業所との連携促進を図ります。(農林水産部 森林・林業経営課)

⑤障がい者が作業可能な漁業関連作業の開拓を進めるとともに、福祉事業所の漁業参入を促すなど、水福連携の拡大に向け取り組みます。(農林水産部 水産資源・経営課)

⑥障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」社会的事業所について、経営の自立を促進するための支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑦行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。(医療保健部 健康づくり課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑧公立学校等において障がい者の就労促進を図るために、教員採用選考試験等における障がい者を対象とした特別選考の実施に取り組むとともに、障がい者の雇用を通して、学校現場における障がい者の職域拡大に努めます。(教育委員会 教職員課)

⑨障害者優先調達推進法に基づき、県調達方針を策定して、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組むとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩県が行う物品等の調達において、障がい者雇用促進企業等を優遇する制度を運用し、障がい者の就労の促進および雇用の場の確保を図ります。（雇用経済部 雇用対策課）

3 スポーツ・文化活動の推進

現状と課題

①障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、障がい者スポーツや障がい者の文化活動を推進していく必要があります。

②障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

③2021 年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて着実に準備を進めるとともに、競技団体や選手の育成強化を図ることが必要です。

④障がい者が自己の芸術的な能力を活用する機会の提供を図る必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者が、障がいに応じたスポーツ活動に参加できる機会が十分確保されるとともに、自己の芸術的な能力の活用を図る機会が拡充されています。

数値目標

全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率

・現状値 83.3% (平成29(2017)年度)

・目標値 100% (2020年度)

・目標項目の説明 全国障害者スポーツ大会の団体競技（12競技）において予選会（北信越・東海ブロック予選）に出場した競技団体の割合

施策の基本的な方向

2021 年の全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催準備を進めるとともに、障がい者がスポーツに参加しやすい環境の整備や選手・競技団体の強化育成に取り組みます。

また、障がい者の自己の芸術的な能力の活用を図る機会の拡充に取り組みます。

施策の展開

(1) 障がい者スポーツの環境整備

- ①三重県障がい者スポーツ大会および三重県ふれあいスポレク祭を開催し、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ②全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、選手や競技団体の強化育成を図ります。また、大会に帯同するスタッフとして、障がい者スポーツ指導員や施設の支援員等が参加できるよう支援します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ③競技別の国内スポーツ大会や他県との交流試合等への参加を促進することにより、障がい者スポーツ競技団体の活動を支援するとともに、初心者講習会の開催などにより、新たな選手を発掘します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ④地域の障がい者スポーツ体験会や初心者教室等への障がい者スポーツ指導員や競技別指導者の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ⑤障がい者スポーツ指導員やトレーナーなど、障がい者スポーツを支える関係者を計画的に養成するとともにスキルアップを図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ⑥障がい者スポーツ用具等の整備を進め、選手の練習環境の向上を図ります（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ⑦国際大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの推進を目的とした普及・啓発を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ⑧障がい者がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。（国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課）
- ⑨県営スポーツ施設における利用料の減免等により、障がい者のスポーツ活動への参加を支援します。（国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課）

⑩県民が障がい者スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会をさまざまな取組を通じて提供し、障がい者スポーツへの関心向上と理解促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（2）全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組

①2021年の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向け、市町や競技団体などの関係機関と連携して準備を進めるとともに、大会運営に携わる競技役員やボランティア等を計画的に養成します。（国体・全国障害者スポーツ大会局運営調整課）

②全国障害者スポーツ大会の団体競技の予選会である北信越・東海ブロック予選会の県内開催を誘致し、競技団体・選手の強化育成や競技大会運営の経験の蓄積を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

③2021年の全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）から正式競技となるボッチャについて、体験会を開催するなどさらなる普及に取り組みます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

④パラリンピックなどの国際大会や国内大会で活躍できる障がい者スポーツ選手を育成するため、障がいの個々の状況に応じたプログラムを競技指導者、理学療法士、義肢装具士および障がい者スポーツ医等と共同で作成し、選手強化を進めます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑤国際大会や国内大会で活躍する選手の練習を間近に見て、感じることにより、障がい者スポーツへの参加意欲の向上や県民の障がいに対する理解促進につなげるため、国内競技団体の合宿、大規模大会および東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地の誘致に取り組みます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（3）障がい者の文化活動への参加機会の充実

①県内で芸術文化活動を行う障がい者が作品やパフォーマンスを発表する障がい者芸術文化祭を開催し、障がい者の社会参加を促進します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

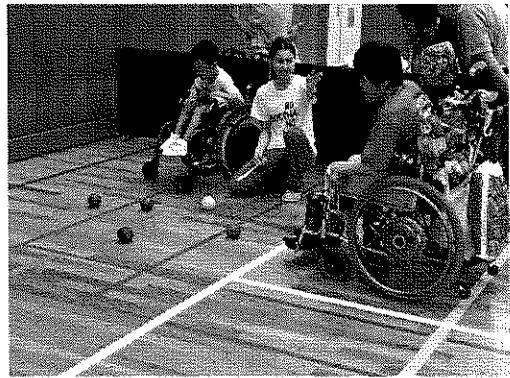
②「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加している都道府県との連携を図り、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組みます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

三重県における障がい者スポーツの振興

2021年、第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)が三重県で開催されます。

全国障害者スポーツ大会は、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。大会は、陸上競技や水泳など、13競技が実施されていますが、三重とこわか大会からは、新たに身体障がい者スポーツ競技の「ボッチャ」が追加されることとなりました。

ボッチャは重度の脳性麻痺者等の競技スポーツで、対戦する一方が赤いボールを、もう一方が青いボールをそれぞれ6球ずつ持ち、どれだけ自分のボールを目標となる白いボールに近づけるかを競う競技です。パラリンピックの正式競技でもあり、平成28(2016)年のリオパラリンピックでは、本県で合宿を行った日本チームが銅メダルを獲得しました。また、平成30(2018)年3月には、三重県営サンアリーナ(伊勢市)で日本初となるボッチャの国際大会(BISFed 2018 Ise Boccia Regional Open)が開催されました。ボッチャは、障がいの有無に関係なく誰もが取り組める競技であり、共生社会づくりにつながるスポーツとして、特別支援学校や企業等とも連携しながら普及を進めています。



また、三重とこわか大会の1年前、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。本県でも障がい者スポーツ振興の好機ととらえ、事前キャンプ地誘致に取り組んでいます。これまで、パラ水泳、ボッチャ、パラ卓球、ゴールボールの競技団体の強化合宿を誘致しましたが、平成30(2018)年3月のボッチャ国際大会を皮切りに、同年12月には日本パラ水泳選手権大会、2020年3月にはジャパンオープンパラ卓球選手権大会が開催される予定であり、受け入れの実績を積んで各国にPRとともに、県民が国際的な競技レベルのプレーを間近で見る機会を提供し、障がい者スポーツへの関心を一層高めてもらうこととしています。

県においては2021年までの期間を絶好の機会ととらえ、障がい者スポーツの振興に取り組み、障がい者の自立と社会参加や障がいについての理解促進を図っていきます。



とこまる(三重とこわか大会マスコットキャラクター)

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- ①施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保を図り、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取り組むことが必要です。
- ②障がい者のニーズにきめ細かく対応するため、市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制を整備するとともに、ライフステージに応じた途切れのない支援を提供するため、相談支援の充実を図る必要があります。
- ③さまざまな障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するため、障害福祉サービスを担う専門的な人材の確保や資質向上に取り組む必要があります。
- ④障がい者の生活の安定を図り、社会的自立を促進するため、手当の支給や医療費負担の軽減などの経済的な支援が必要です。

めざす共生社会の姿

障害福祉サービス等を利用しながら、障がいの種類や程度に関わらず誰もが住み慣れた地域での生活が可能となっています。また、どこでどのように生活するかについて、自らの意思で選択できる環境が実現できています。

数値目標

地域生活移行者数

- ・現状値 一 (平成 28 (2016) 年度)
- ・目標値 150 人 (2020 年度)
- ・目標項目の説明 障害者支援施設に入所している障がい者 (平成 28 (2016) 年度末現在 1,696 人) のうち、2020 年度末までに地域生活へ移行した人の累計

施策の基本的な方向

相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保を図りながら、施設から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活の支援を進めます。併せて、経済的な支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

施策の展開

(1) 地域生活への移行

①障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、障がい者本人のエンパワメントの促進につなげます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、自立訓練（機能訓練）、短期入所などの障害福祉サービスを実施するとともに、地域におけるリハビリテーション機能を提供することにより、障がい者の地域生活への移行や地域生活の支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤（自立支援）協議会において、障がい者の地域生活への移行に係る課題等の検討を行い、入所施設等から地域生活への移行に係る取組の促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥矯正施設退所後、高齢や障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、三重県地域生活定着支援センターにおいて必要な援助を行い、地域に帰住して自立した日常生活または社会生活が営まれるよう支援します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

(2) 相談支援の充実

①市町、障害保健福祉圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③障害者就業・生活支援センターを設置し、就労中または就労を希望する障がい者に対して、就業およびそれに伴う日常生活上の支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④三重県障害者相談支援センターにおいて、地域の（自立支援）協議会の活性化や相談支援体制構築のための広域調整等を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤民生委員・児童委員の活動を促進するため、担い手の確保に努め、地域の実情をふまえた適正な配置を行います。また、民生委員・児童委員の活動に必要な基礎的知識や、複雑多様化する福祉ニーズに対応できる資質向上のための研修を行います。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑥県障害者自立支援協議会において、地域の具体的課題を抽出し、対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図るとともに、地域の（自立支援）協議会の運営を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(3) 地域生活支援の充実

①障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとする居住の場や日中活動の場の整備を行い、障害福祉サービスの基盤整備を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②地域で暮らす障がい者が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスおよび短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④障がい者の地域生活を支えるために必要な機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）等の整備に向けた市町または障害保健福祉圏域における取組を支援し、その整備促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥行動障がいに対する行動観察を行い、取組で得られた支援手法の蓄積と活用により、一人ひとりの障がいの状況に応じた地域生活を支援します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑦地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため創設された「共生型サービス」について、介護保険の指定を受けている事業所が、県または市町等で障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報の提供を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑧福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑨障がい者が個別のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が図られるよう、障害福祉サービス等情報公表制度について、普及啓発や利活用しやすい仕組みづくりを進めます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩適切な福祉サービスを提供するため、日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」や、福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」など、「運営適正化委員会」の活動を支援することを通じて、利用者本位の福祉サービスの確保を図ります。（子ども・福祉部 地域福祉課）

（4）福祉人材の育成・確保

①県立高等学校の福祉科および福祉に関するコース等において、地域の社会福祉を担う人材を育成します。（教育委員会 高校教育課）

②三重県福祉人材センターにおいて無料職業紹介や福祉職場相談会等の事業を実施し、福祉人材の確保に努めます。（医療保健部 長寿介護課、子ども・福祉部 障がい福祉課）

③中学校や高等学校の生徒、保護者および教職員を対象に、福祉の仕事セミナーを実施するなど、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝え、イメージアップを図ることで、福祉分野への若い人材の参入を促進します。（医療保健部 長寿介護課、子ども・福祉部 障がい福祉課）

④社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の資質向上を図ります。
(医療保健部 長寿介護課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥強度行動障害支援者養成研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑦独立行政法人福祉医療機構に対して、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当金の支給に要する費用の一部を助成することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図ります。(医療保健部 長寿介護課)

⑧福祉職員処遇改善加算について、未活用の事業者への取得や低い加算を取得している事業者へのより高い加算の取得を、さまざまな機会を通じて事業者に促していくことにより、福祉職員の処遇改善や安定的な人材育成を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(5) 経済的な支援

①日常生活で常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障がい者に特別障害者手当、20 歳未満の重度障がい児に障害児福祉手当を支給します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②精神または身体に中度以上の障がいがあり、日常生活において介助を必要とする 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。また、手当の支給に際しては、市町担当者への研修会の開催を通じて受付事務の円滑化を図るなど、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

③心身の障がいを除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度（精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療）を適切に運用し、医療費の自己負担の軽減を図ります。(医療保健部 健康づくり課、子ども・福祉部 子育て支援課)

④障がい者の経済的負担の軽減を図るために、医療費助成を実施する市町に対する補助を行います。なお、家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、児童扶養手当の所得制限を適用した 0 ~ 6 歳の子どもにかかる窓口無料

化（現物給付）に対応するため、補助制度を拡充します。また、精神障がい者の助成対象拡大等については、引き続き検討を行います。（医療保健部 医務国保課）

⑤障がい者の保護者が死亡または重度の障がい者となった場合に、障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用し、障がい者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑥障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税、自動車取得税の減免を行います。（総務部 税収確保課）

⑦障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図るため、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な支援を行います。（子ども・福祉部 地域福祉課）

2 保健・医療体制等の充実

現状と課題

①疾病や障がいを早期に発見し適切な治療を行うため、地域医療体制等の充実を図るとともに、必要な医療やリハビリテーションが受けられることにより、障がいの予防や軽減につなげることが必要です。

②精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

③医療的ケアを必要とする障がい児・者に関しては、県内全ての障害保健福祉圏域でネットワークが構築されましたが、受け入れる障害福祉サービス事業所が不足しているなどの課題があることから、さらなる取組を進めていく必要があります。

④子どもの発達支援について、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い医療、福祉サービスの提供に取り組んでいく必要があります。

めざす共生社会の姿

年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供され、これらを必要とする障がい者が地域生活を営むことができる環境が整備されています。また、障がいに関して早期から適切な療育が提供できています。

数値目標

精神科病院における早期退院率

・ 現状値	入院 3か月後時点	58.9%	(平成 28(2016) 年度)
	入院 6か月後時点	81.9%	(平成 28(2016) 年度)
	入院 1年後時点	87.6%	(平成 28(2016) 年度)
・ 目標値	入院 3か月後時点	69.0%	(2020 年度)
	入院 6か月後時点	84.0%	(2020 年度)
	入院 1年後時点	92.0%	(2020 年度)
・ 目標項目の説明	県内の精神科病院への入院患者が、早期に退院し、長期入院化せずに地域での生活が可能となった者の割合		

施策の基本的な方向

障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

施策の展開

(1) 障がいの早期発見と対応

①新生児に対する先天性代謝異常等検査を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで、障がいの予防を図ります。(子ども・福祉部 子育て支援課)

②乳幼児健診の事後フォローとして実施している発達相談や専門的な相談について、専門医や臨床心理士、言語聴覚士等の人材確保が困難な市町に対し、専門的な支援を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

③県内 5か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司などを配置し、障がいのある児童の相談支援を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

④県立子ども心身発達医療センターにおいて、肢体不自由児を対象に、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

⑤県立子ども心身発達医療センターにおいて、重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援、生活介護等の児童福祉法および障害者総合支援法に基づくサービスを提供します。(子ども・福祉部 子育て支援課)

⑥県立子ども心身発達医療センターにおいて、聴覚障がいのある子どもを対象に、きこえの相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の支援を行います。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑦市町における母子保健サービスの中で、「医療依存度の高いケース」や「メンタル疾患を抱える母親の支援」など県の技術的支援が必要なケースについては、同行訪問やケース検討会への参加等、市町や関係機関と連携して取り組みます。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑧子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑨障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。（子ども・福祉部 障がい福祉課、子ども・福祉部 子育て支援課）

⑩児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑪障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町の相談支援との連携を図りながら専門的な療育指導等の支援を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑫放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育する指導員の経費等を補助する市町を支援することにより、障がい児の受け入れを促進します。（子ども・福祉部 少子化対策課）

（2）精神障がい者等への支援

①保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行います。（医療保健部 健康づくり課）

②各障害保健福祉圏域において、保健所が地域精神保健福祉連絡協議会等を設置して、多様な精神疾患に関する問題に対し、関係機関等が連携してネットワークを構築し、各地域の状況、特性に応じた総合的な取組を行います。（医療保健部 健康づくり課）

③各障害保健福祉圏域において、（自立支援）協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、障害保健福祉圏域における長期入院精神障がい者の地域生活への移行の状況や課題を把握し、関係機関の連携による課題解決へつなげます。（医療保健部 健康づくり課）

④県内全ての障害保健福祉圏域に、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築のため、市町、医療機関、保健所等が参加する協議の場を設置します。（医療保健部 健康づくり課）

⑤三重県こころの健康センターにおいて、保健所、市町、関係機関等に対する技術指導、技術支援、情報提供を行うとともに、保健所等では対応が困難な相談への対応や専門性の高い相談支援を実施します。（医療保健部 健康づくり課）

⑥長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者とピアサポートーや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。また、ピアサポートーのネットワーク化を支援します。（医療保健部 健康づくり課）

⑦障害保健福祉圏域を単位として、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う、アウトリーチ体制の整備を図るとともに、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、アウトリーチチームによる訪問支援を行います。（医療保健部 健康づくり課）

⑧精神疾患による不調を来し、自傷他害のおそれがあると判断される場合は、精神保健指定医による措置診察を行い、必要な医療の提供および保護を行います。また、治療に結びつけるための受診勧奨や家族支援および、退院に向けた支援や退院後の支援等の地域保健福祉活動を行います。（医療保健部 健康づくり課）

⑨休日または夜間等に緊急な精神科治療を必要とする場合に対応するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談を実施します。また、地域で精神疾患の急性発症等により緊急の医療を必要とする精神障がい者に対して、保健所、医療機関、関係機関の連携により、適切な医療および保護につなげるための支援を行います。（医療保健部 健康づくり課）

⑩「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、ア)飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防すること、イ)アルコール健康障害の早期発見・早期介入、ウ)アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備、エ)アルコール依存症の治療体制の整備、オ)アルコール関連問

題に対応できる人材の育成、力)アルコール関連問題に関する調査研究の推進に取り組みます。(医療保健部 健康づくり課)

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援

①医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、障害保健福祉圏域で構築されたネットワークを中心にして、福祉、医療、保健、保育、教育等地域における関係機関の連携強化を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施します。(教育委員会 特別支援教育課)

③地域における、保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制を構築する取組を支援し、県内全域に広げます。また、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成に取り組みます。(医療保健部 地域医療推進課)

④医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入れに必要となる医療機器等の費用の一部を助成することなどにより、障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図り、地域で安心して生活していくための体制整備を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤看護師等を雇い上げ、保育所等に派遣する市町を支援することにより、医療的ケアを必要とする児童の保育所等への受入体制を整備します。(子ども・福祉部 少子化対策課)

⑥喀痰吸引に係る介護職員への研修の実施や研修費用の助成等を行い、人材育成を図ることで、医療的ケアの必要な障がい児・者の地域生活を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑦(自立支援)協議会において、医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域生活を送るまでの課題等の検討を行うとともに、地域での受入体制づくりの促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑧在宅の重症心身障がい児・者とその家族を対象に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行い、地域生活を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨遷延性意識障がいについて、障がいの特性をふまえながら障がい福祉サービス事業所等における受入れの促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩各地域において、地域医療構想調整会議を開催し、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を視野に入れつつ、医療機関の機能分化・連携や在宅医療の推進について、協議を進めます。（医療保健部 地域医療推進課）

⑪特定医療費の支給認定対象者に医療給付を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、相談窓口の設置や患者会活動の支援等を行い、難病患者支援の充実を図ります。（医療保健部 健康づくり課）

⑫地域障がい児者歯科ネットワークを運営し、障がい者が受診可能な地域の歯科診療所の情報を提供するとともに、協力歯科医院と県障がい者歯科センター等との連携を図り、研修会を実施するなど、障がい者の歯科保健対策の充実を図ります。（医療保健部 健康づくり課）

⑬障がい者施設や特別支援学校において、障がい児・者への歯科健診と障がい児・者、施設職員、保護者への歯科保健指導を行い、歯科口腔保健に対する意識の向上を図ります。（医療保健部 健康づくり課）

（4）発達障がい児・者への支援

①自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障害支援センターを設置して、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

②県立子ども心身発達医療センターにおいて、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象に外来診療を行うとともに、グループ療育や生活療育活動等の提供を行う入院治療を実施します。また、電話相談を実施するなど、子どもの療育で悩んでいる家族を支援します。（子ども・福祉部 子育て支援課）

③県立かがやき特別支援学校において、併設する県立子ども心身発達医療センターや地域の特別支援学校が連携して発達障がいのある児童生徒への支援を実施し、県内の支援体制の充実を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

④特別支援学校が、センター的機能として、発達障がいのある児童生徒への指導・支

援について小中学校、高等学校等に助言するなど、特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

⑤市町に対して、保健、福祉、教育の機能が連携した発達支援総合窓口の設置を働きかけるとともに、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成し、市町の発達支援総合窓口における専門人材の確保を支援します。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑥発達障がい児等に対する支援ツール「C L M (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するため、巡回指導を行うとともに、発達支援に関する研修の場を提供します。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑦発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

医療的ケアを必要とする障がい児・者(医療的ケア児・者)の地域生活を支えるために

医学の進歩を背景に、NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児(医療的ケア児)が増えてきており、全国では約1.7万人(平成27(2015)年現在)いるとされています。

県では、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと協働し、全国に先駆けて平成28(2016)年度に20歳未満の医療的ケア児の実数把握に取り組みました。その結果、県内には医療的ケア児が少なくとも214人(うち、人工呼吸器を装着した児は40人)いるとわかりました。

また、医療的ケア「児」だけではなく、医療的ケアを常時必要とする重症心身障がい者や遷延性意識障がい者のような医療的ケア「者」への支援も重要な課題となっています。

このような医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して暮らしていくように、平成27(2015)年度から三重県障害者自立支援協議会に医療的ケア課題検討部会を設けて検討を行ってきました。そこで明らかとなった課題もふまえながら、平成28(2016)年度は独立行政法人国立病院機構三重病院を、平成29(2017)年度は社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会(明和病院なでしこ)を支援拠点として、関係者の連携による途切れのない支援体制づくりを行うとともに、障がい福祉サービス等の受け皿を広げ、地域における支援体制の構築を目指す事業を実施しました。この取組により、以前より構築されていた北勢地域のネットワークと合わせて、県内全域で一定の支援ネットワークが構築されました。

今後も、この取組を一層発展させ、県内各地域の支援のさらなる充実を図り、医療的ケア児・者とその家族が安心して暮らせる環境を整備していきます。

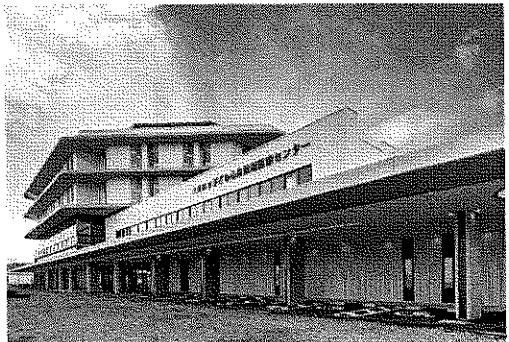
平成29年度 医療的ケア児・者 多職種連携ネットワークの状況



発達障がい児・者の途切れのない支援のために

発達が気になる子どもの支援は、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要だとされています。県内市町においては、乳幼児健診や相談の場面、保育所等での発達障がいの早期発見に努め、早期支援につなげる体制づくりが進められています。

県では、平成 29(2017)年6月に県立子ども心身発達医療センターを開設し、専門診療にあたるとともに、市町において発達障がい児への早期支援体制の構築が図られるよう、総合相談窓口の設置への提言や、「CLM(発達チェックリスト)と個別の指導計画」の技術的な指導、専門人材の育成支援等を行うなど、県内市町と協働しながら、市町における途切れのない支援システムの構築推進に取り組んでいます。



県立子ども心身発達医療センター

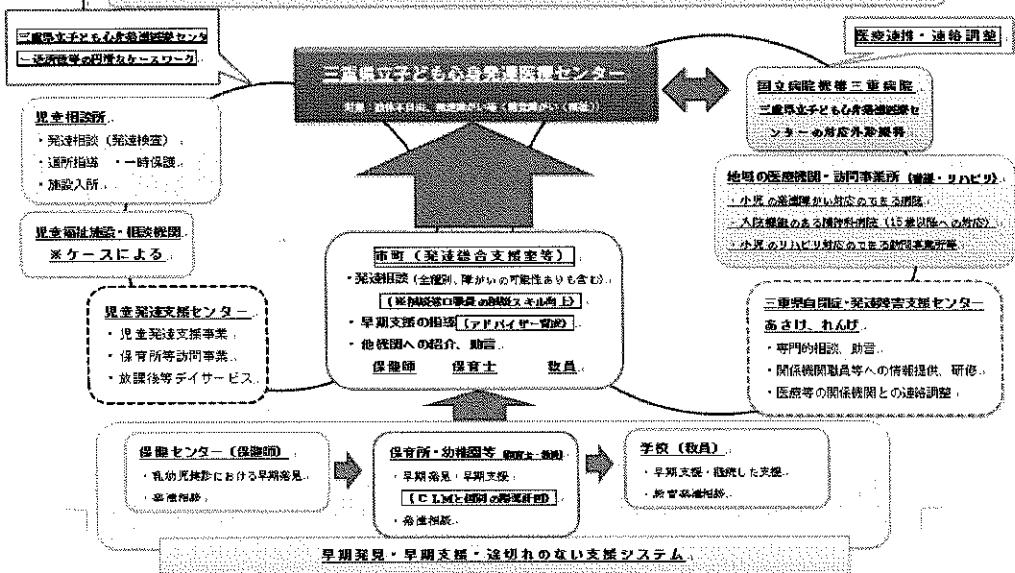
また、発達障がいがあるご本人、ご家族などへの専門的で継続的な相談窓口として、三重県自閉症・発達障害支援センターあさけ、れんげを設置運営しています。

このセンターでは、発達障がいに係る相談に応じるとともに、県内市町、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関、関係施設との連携を図っています。

発達障がいがある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれの障がいの特性やライフステージ(年齢)にあった適切な支援を受けられる体制整備には、保健、医療、福祉、教育、雇用等多岐にわたる分野の関係機関の連携が不可欠です。

このため、県では、平成 29(2017)年度に各分野の実務者をメンバーとする三重県発達障害者支援地域協議会を立ち上げ、支援に関する課題の共有や、取組方策の検討を行い、関係機関の連携を深めています。今後も、関係機関が連携し、途切れのない支援体制の構築を進めていきます。

市町等と連携した子どもの発達支援体制の構築（三重県）



3 防災・防犯対策の充実

現状と課題

- ①防災対策について、市町における避難行動要支援者名簿情報の利用および提供や個別計画の策定、福祉避難所の確保など、さらなる取組を進めていく必要があります。
- ②防犯対策について、施設入所者等が安心して生活を送ることができるよう、非常通報装置等のハード面での整備を図るとともに、防犯マニュアルの作成等の取組を進める必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者が地域社会において、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

数値目標

福祉避難所運営マニュアル策定率

- ・現状値 44.5% (平成28(2016)年度)
- ・目標値 70.0% (2020年度)
- ・目標項目の説明 福祉避難所運営マニュアルを策定している福祉避難所の割合

施策の基本的な方向

要配慮者が安心して生活できるよう、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。

また、事業所や施設、地域における防犯対策を進め、障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。

施策の展開

(1) 防災対策の推進

- ①避難行動要支援者名簿の情報が避難支援等関係者に提供され、名簿情報を活用した「個別計画」策定など地域の「共助」による支援体制が確立されるよう、市町に働きかけや助言を行い、地域における避難行動要支援者対策の促進を図ります。（防災対策部 防災企画・地域支援課）

②レアラート（公共情報コモンズ）に提供した情報が複数の手段により伝達され、要配慮者の避難にも有効に活用できるよう、全国合同訓練への参加や報道機関への伝達事業者の加入促進を図ります。（防災対策部 防災対策総務課）

③福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。（医療保健部 医療保健総務課）

④三重県視覚障害者支援センターにおいて、災害発生時の避難行動等、視覚障がい者の減災対策に資する研修を実施します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑤三重県聴覚障害者支援センターが災害発生時の情報支援の拠点となり、聴覚障がい者の支援を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑥三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進し、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑦災害発時における、要支援聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体および関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑧災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：D P A T）について、協定病院数の増加に向けた働きかけを行うとともに、国や県の総合防災訓練への参加やD M A T（災害時派遣医療チーム）等と連携した研修を実施することにより、体制強化を図ります。また、三重D P A Tチーム運営委員会を定期的に開催し、県内の災害精神医療体制の強化を図ります。（医療保健部 健康づくり課）

⑨スプリンクラー設備等の設置に要する費用の助成を行い、共同生活援助事業所等の防災対策の推進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩住宅火災発時における初期消火や避難などの適切な対応が困難な障がい者を被害から守るため、消防本部等と連携をしながら、火災予防の啓発に努めます。（防災対策部 消防・保安課）

⑪事故・災害、急病・負傷等に迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉施設に対して安全対策マニュアル等の具体的な計画の策定を働きかけ、施設のリスクマネジメントの向上を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

(2) 防犯対策の推進

- ①非常通報装置・防犯カメラの設置や外構の修繕などの必要な安全対策に要する費用の助成を行い、障害者支援施設等の防犯対策の強化を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ②防犯対策の観点から、障害者支援施設等に対し施設における点検項目や防犯マニュアルの作成例などについて情報提供を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ③「ウェブ110番」、「ファックス110番」を設置し、聴覚や言語に障がいのある人が事件等に遭遇した場合の通報手段を提供するとともに、制度の利用促進を図ります。(警察本部 通信指令課)
- ④県警ホームページに犯罪情報等の防犯に資するコンテンツを掲載するとともに、わかりやすい表現による情報提供に努めます。(警察本部 広聴広報課)